

新型コロナ ワクチンの 仕組み

予防接種後 健康被害救済制度 とは？

日本では、ワクチン接種後に発生した健康被害を救済することを目的とする「健康被害救済制度」というものが、1976年に創設され、運用されてきました。健康被害の疑いが報告されると、その因果関係が焦点となります。健康被害救済制度の認定にあたっては、広く救済を実施するためには、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によつて起ることを否定で

ワクチン接種後の健康被害に給付

きない場合も対象とする」と定義づけられています。

ワクチン接種後の健康被害においても変わらず、「予防接種後健康被害救済制度」

31日の特例臨時接種終了に伴い、24年4月以降に接種し、それが定期接種ではなかった場合（任意接種）、対象となる救済制度は「医薬品副作用被害救済制度」というものに変わります（次ページ図版参照）。

(次ページ図版参照)。

対象となる救済制度は「医薬品副作用被害救済制度」というものに変わります

給付の種類は、大きく分

いて医療機関で医療を受けた場合には医療費および

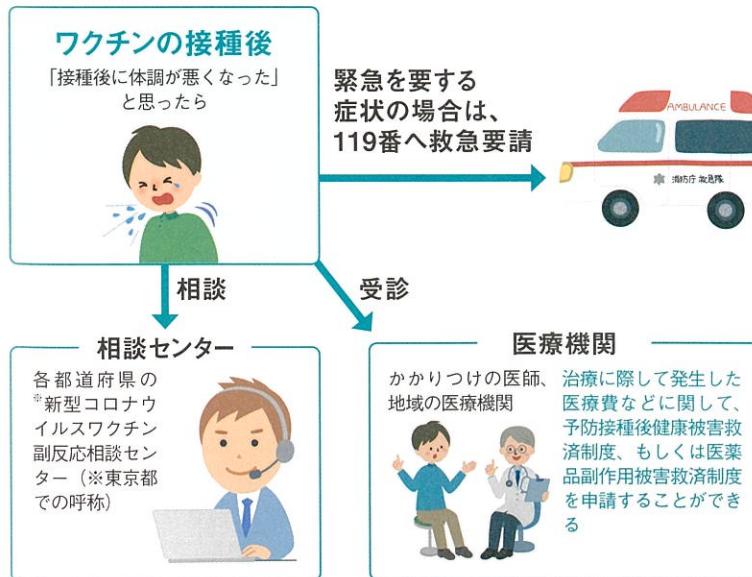
障害児養育

育年金（18歳未満）、障害

年金（10歳以上）

時金などが給付されます。

ワクチンの健康被害を疑う 症状が出たら……



ワクチン接種によって健康被害が
起きた際、治療や保障を受けられ
る「予防接種後健康被害救済制度」
どのような制度なのでしょうか。